

第 130 回国際課税委員会、第 113 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

2021 年 4 月 14 日、慶応大学土居教授から「仕向け地主義環境税(仮題)」について、青山先生から「人的役務提供の対価に対する国際課税ルールと国連モデル条約 1 2 A 条」について報告をいただき議論を行いました。資料は別添です。

土居先生の議論は、「仕向け地主義炭素税—国際競争力を削がず、適正な価格転嫁によって企業の利益を減らさない炭素税」ということで、炭素税に仕入れ税額控除と輸出免税を認めるという制度です。輸入関税ではなく内国税なので、国境調整は GATT 上問題にならないのではということです。消費税と同様の仕組みで、流通段階では次々に転嫁をして、最終消費者に負担を求めるといったものです。上流の CO2 排出のみを課税対象とすることも可能です。

また EU 諸国は、国境調整措置として、関税のようなものを考えているようで、GATT20 条の「生命・健康の保護のため」の例外措置に当たる（問題ない）のではないかという議論が行われているとの説明もありました。

これに対して、最終消費者への転嫁がうまくいかなければ流通段階の事業者のマージンが減ることになるのではないかと、などの議論が行われました。

青山先生からは、国連モデルにおける技術的役務条項（1 2 A 条）の追加の意義、デジタル課税の議論への示唆などについて説明をいただきました。